

令和 8 年 度

県の施策・予算に関する要望

神奈川県町村会

目 次

I 重点要望

1	地方分権と地方創生の一層の推進	1
2	防災・防犯対策の充実強化	4
3	自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進	7
4	保健・医療・福祉対策の充実強化	10
5	こども・子育て支援政策の推進	13
6	産業の振興及び観光施策の推進等	15
7	都市基盤等の整備促進	17
8	教育施策の推進	19

II 地域要望

1	三浦半島地域要望	23
2	湘南地域要望	25
3	足柄上地域要望	28
4	足柄下地域要望	35
5	愛甲地域要望	43
6	水源地域要望	46

(別冊) 道路・河川・林道整備箇所表

I 重点要望

I 重点要望

1 地方分権と地方創生の一層の推進

(1) 広域自治体としての県の役割発揮

ア 県内自治体間の広域連携が円滑に進められるよう、県の持つ調整、支援の役割を引き続き発揮すること。

また、自治体間の広域連携が困難な場合に、県が補完的な取組として掲げてきた事業を引き続き進め、新たな課題が発生した場合も、遅滞なくその役割を十分に発揮すること。

イ マイナンバーカードの普及と利活用に係る町村が必要とする経費については、全額国負担とし、十分な財政措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

また、マイナンバーカードの安全・安定的な運用にあたり、システムの安全稼働等の対策を十分に講じ、セキュリティ問題の発生防止と信頼構築に努めるよう、国へ働きかけること。

ウ 各種基幹統計調査結果において、大都市と町村で同一レベルの情報が公開されていない場合があるため、町村が利用する際に、特別な手続きをとることなく必要な情報収集ができるよう、自治体専用ページを設ける等の方策を構築するよう引き続き国へ働きかけること。また、県独自の統計調査結果についても、町村が速やかに収集活用できるよう、早期の公表に努めること。

エ パートナーシップ宣誓制度をより利便性の高い制度とするとともに、宣誓者2人の居住市町村や導入市町村間の宣誓要件の相違からパートナーシップ宣誓が解消されることがないように、都道府県間の連携も見据え、県として、パートナーシップ宣誓制度の導入を検討すること。

(2) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、アクセス道路の整備・維持管理、農薬・水質調査等の環境対策など、特有の様々な行政需要に対応しており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっていることから、今後とも現行制度を堅持するよう国へ働きかけること。

(3) 固定資産税及び個人住民税の賦課にあたっての対応

ア 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、納税者が理解しやすい税額計算の方法を検討するとともに、税収の安定的な確保のため、制度の根幹を揺るがすような見直しは行わないよう国へ働きかけること。

また、固定資産税の非課税措置や特例措置を利用した経済対策等の延長は行わないとともに、整理・縮減を図るよう国へ働きかけること。

イ 国が行う定額減税や給付金の制度については、国民に分かりやすい制度とし、支給時期なども含めて町村の負担を考慮するよう国へ働きかけること。

(4) 地方交付税改革の推進

ア 国策として、インバウンド事業が進められているが、現在の地方交付税は、インバウンド観光に係る財政需要を反映した算定方法になっていないため、適切に反映した交付税算定を行い、必要な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

イ 町村の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源の総額を引き続き十分に確保し、臨時財政対策債制度は速やかに廃止するよう、引き続き国へ働きかけること。

(5) 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

市町村自治基盤強化総合補助金は、町村の行政機能及び財政基盤の強化を図る上で非常に有効な補助金であるため、予算額を十分確保するほか、物価上昇等を踏まえた上限額の引上げを行うとともに、配分額の確定を早期に行うこと。

さらに、小規模自治体の実情に鑑み、優先順位が低い事業においても全額留保されることなく早期に交付決定を行い、交付額が制限されないようにし、また、広域事業については、維持管理経費なども補助の対象とするなど、町村がより一層活用できるようにすること。

(6) 自治体DX推進による地方創生実現に向けた支援の充実

町村が策定した「地方版総合戦略」に基づき取組む事業については、事業を着実に実施するため、県と町村の連携を深めるとともに、県として十分な支援を行うこと。また、町村が柔軟に活用できるように補助金制度等の運用を図るとともに、その十分な予算を確保すること。

(7) 町村の実態を踏まえた歳出改革の実現

町村は、災害や税収の変動など将来への備えとして、基金の積立てを行っており、基金の増加を理由として、町村への歳出を削減することのないよう、引き続き、国へ働きかけること。

(8) 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税の清算基準については、最終消費地と税収の最終的な帰属地が一致しているとは言い難いため、より適切な清算制度を構築するよう、引き続き国に働きかけること。

(9) 非常事態に対する交付金の算定方法の見直し

新感染症のまん延や災害発生時など非常事態における国の交付金について、財政

力による補正は行わず、実態に即した必要な額を措置するよう、引き続き国へ働きかけること。

(10) 電子納税の推進

県内企業がeLTAXを活用したダイレクト納付手続等の電子納税制度への円滑な移行のため、eLTAXの普及・推進活動を広域的かつ積極的に実施すること。

(11) 町村税務職員に対する支援措置の充実

県による町村税務職員への実地支援制度について継続するとともに、各県税事務所での町村からの困難事案等に係る相談体制の充実、地方税法第739条の5（旧48条）の規定による徴収引継ぎ手続き事務の簡素化などを併せて進めること。

(12) 地域力の創造・地方の再生の推進

地域おこし協力隊や地域活性化起業人制度については、特別交付税措置による財政支援が行われているが、三大都市圏外または三大都市圏内の条件不利地域等の地域要件に該当しない自治体にあっても、特別交付税が措置されるよう、要件の緩和を国へ働きかけること。

2 防災・防犯対策の充実強化

(1) 地震等防災対策の充実強化

ア 南海トラフ地震、東海地震、神奈川西部地震、南関東地震など緊迫性が指摘される中、地震活動及び津波に関する観測・監視体制の強化を図ること。

また、平成26年3月に取りまとめられた「大規模地震防災・減災対策大綱」は、防災DX、昨今の大規模地震の教訓や自治体の実状等新たな課題を踏まえ見直すこと。また大綱に定められる対策については町村と連携し、住民の生命・身体・財産を守るために財政支援を含め、強化を図るよう国へ働きかけること。

イ 頻発する水害を未然に防止するため、引き続き改定神奈川県水防災戦略に位置づけられた施策を、関係自治体と連携し計画的に進め、風水害対策の強化を図ること。

ウ 東海地震の強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている町村において、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路を確保するため、これらの道路にある橋梁やトンネルの耐震診断及び補強工事に対する財政措置のさらなる充実と、無電柱化の計画的な推進を引き続き国へ働きかけること。

また、県においては、既存の市町村自治基盤強化総合補助金について、公共施設の老朽化対策をはじめ、町村が求める事業を補助対象とするよう見直しを行うこと。

エ 完成時に移管された高速道路（自動車専用道路を含む）跨道橋の点検維持補修事業並びに耐震補強事業については、確実な財政措置が講じられるよう引き続き国へ働きかけること。

オ 昨今の台風の大型化に備えるため、海岸保全施設の適正な維持管理を行うこと。

(2) 防災力強化のための支援制度の充実

ア 「市町村地域防災力強化事業費補助金」は、引き続き既定の補助率どおり確実に交付できるように十分な予算を確保するとともに、補助率の引き上げと補助対象事業の拡充を図ること。

イ 住家被害認定調査や、り災証明発行等に係る県で統一したシステムを構築すること。

ウ 災害時に避難情報等を一斉発信することで、正確な情報を適時に提供できる防災行政無線は、身体・生命・財産を守る重要な手段である。デジタル方式に更新した当該システムを安定的に運用できるよう、財政支援を講ずることを国へ働きかけること。

エ 開設している避難所では不足が生じ、ホテル・旅館などの宿泊施設を避難所として借り上げる場合、災害救助法の適用基準に該当しない場合でも、必要な財政措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

オ 平成29年3月の道路交通法改正まで、普通免許で運転可能であった5 t 消防ポンプ自動車については、消防団員の新たな負担とならないよう、従来のとおり、普通免許での運転を可能とする制度とするとともに、普通免許で運転できる消防ポンプ自動車を配備する場合に必要な財政措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

また、消防職員について、中型免許以上の取得に係る負担軽減のための財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

カ 消防車両、資器材及び消防救急無線設備等の更新や維持管理並びに指令センターや消防DXの推進に係る機器の整備・更新について、財政支援や地方債の拡充を図るよう国へ働きかけるとともに、県としても必要な財政措置を講ずること。

キ 気象庁による大雨警報及び土砂災害警戒情報の発表単位については、その多くが自治体単位となっているが、最初に警報基準に達した地点が、住民の居住地域から遠く離れた場所であっても、当該自治体全体を警報等の対象として発表されるため、実際と異なる場合がある。自治体の対応に支障が生じていることから、実態に即した発表方法を確立するよう、国へ働きかけること。

(3) 施設の耐震化の促進

自治体庁舎の耐震化対策を強化するため、「市町村役場機能緊急保全事業」を早急に復活させるよう国へ強く働きかけること。それが難しい場合には「緊急防災・減災事業債」について、発災時に、小規模自治体庁舎のほとんどが災害対応拠点として使用することとなる現状を踏まえ対象事業を拡充するとともに、制度を恒久化するよう国へ働きかけること。なお、自治体庁舎の耐震化工事については、十分な事業期間を設けることが可能となるよう併せて要望すること。

(4) 公共施設等における防犯対策の推進

ア 道路、公園等の公共施設への防犯カメラ、緊急通報システムの整備・更新など、町村が犯罪抑止という視点で実施する施策・事業に対し、財政支援を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

また、市町村地域防災力強化事業費補助金における防犯カメラの設置費補助については、補助対象や補助金額の拡大を図りながら継続し、地域防犯の強化を推進すること。

なお、市町村が実施する防犯カメラの整備について、県道への新規設置や道路照明灯、信号柱などの県有施設への添架希望に対しては柔軟な対応をされたい。

イ 登下校防犯プランに基づき町村が設置・更新する防犯灯類については、社会資本整備総合交付金ではなく、独立した財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

ウ 防犯灯類については、温室効果ガス排出量や光熱費の削減を図るため、多くの自治体がLED化を進めてきたが、今後、多くの更新が生じることから、財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

(5) 警察官の増員と交番の増設等

地域住民の生命や財産の保護と、体感治安向上を図るうえで交番は重要であることから、効果的な交番の再配置を進めるとともに、統合により交番が廃止となった地域においては、アクティブ交番を配備するなど、さらなる地域安全の確保に努めること。

また、警察官のさらなる増員配置と交番の増設を進めるため、関連する予算の拡充を国へ強く働きかけること。

(6) 交通事故防止のための交通安全施設の整備

交通事故多発抑止の観点から、町村の交通事故発生状況を分析し、信号機及び効果的な交通安全施設整備を図り、必要な予算の増額を行うこと。

また、地域住民はもとより、観光客の安全を確保するため横断歩道や道路のセンターライン、停止線などの不鮮明な路面規制標示の定期的な補修について、十分な財政措置を講じ、適切かつ迅速に対応すること。

(7) 「防災備蓄倉庫」の設置に係る要件の緩和

自主防災組織等が設置する防災備蓄倉庫は、「自助」「共助」を高めるために重要であるため、その規模に関わらず建築確認を不要とするなど要件の一層の緩和を図ること。また、同様の観点から、平成27年に国が発出した技術的助言についても見直しを行うよう国へ働きかけること。

(8) 条例の施行前に行われた盛土や条例に規定する規模より小規模な盛土に関する支援等

県や町村の盛土に関する条例の施行前に行われた盛土や、県の盛土に関する条例に規定する規模より小規模な盛土に関し、県は町村と情報共有を図るとともに、町村の求めに応じて技術的助言や財政的支援を行うなどの対応を図ること。

また、既存盛土等の分布調査や応急危険度判定調査等で危険と判断した盛土等について、県が勧告や命令を発出できるよう法整備がされたことから、町村と連携しながら是正指導等の対応を行うこと。

(9) 犯罪被害者支援のための県補助率引上げ

県の「市町村犯罪被害者等日常生活支援事業費補助金」について、財政規模の小さい町村にあっては補助率の引上げを行うこと。

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

(1) 自然環境の保全

ア 近年の異常気象による豪雨により、崩落の危険性を未然に防ぐ上で重要な治山事業や森林整備事業については、県は引き続き国に財源を要望するとともに、「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に位置づけられた事業を着実に推進すること。

また、水資源を保全するためにも森林整備や水道水源となる河川やダム集水区域の水源環境への負担軽減は不可欠である。第4期5か年計画は令和8年度までとなっているが、継続性が必要な事業であることから、県・市町村首長会議（水源施策関連）で示された市町村長の意見等を踏まえ、必要な財源を確保したうえで、令和9年度以降においても、水源地域としての役割を再認識し、水源地域が抱える課題に対して、積極的な支援策を含め、引き続き対応すること。

イ 山地災害の防止と被害地の早期復旧を図る上で、今後とも県は整備財源を国に要望するとともに、小規模治山事業に係る単独予算を引き続き確保すること。

ウ 神奈川県市町村事業推進交付金の対象事業のうち自然環境の保全に係る事業（松くい虫被害対策自主事業及び鳥獣保護管理対策事業）について、交付金の拡大を図り、事業の所要額を満たす予算を確保すること。

エ 広域化が懸念されるヤンバルトサカヤスデについては、生息域の把握等調査を進め、まん延防止を図るための具体的な対策を講ずること。

(2) 森林整備に対する支援

新たな森林管理システムについては、業務運営対応力向上を図るため、町村向けの研修や技術支援などの充実を図るよう、国へ働きかけること。

(3) 地球温暖化防止に向けた支援の充実

ア 町村等が太陽光、風力、水力発電等設備を整備する場合の手続きの一層の簡素化を国に要望するとともに、国の支援制度に加え、県独自の取組として初期投資への助成を検討するなど、町村が積極的に取組を進められるよう支援を行うこと。

イ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、交付要件を緩和するとともに、対象事業・補助率について、町村がより活用しやすく、また、多大な財政負担が生じないように見直すことを国へ働きかけること。

ウ かながわ脱炭素ビジョン2050を実現するため、全県民に向けた啓発を主体的に行うとともに、専門人材の派遣や、「神奈川県地球温暖化対策計画」に位置づけた町村の脱炭素に向けた取組に対する支援を充実させること。

(4) 有害鳥獣対策の強化充実

ア 深刻化・広域化する各地域の有害鳥獣被害状況を検証し、その実状や加害獣の

特性を理解した上で、実効性のある対策を講ずること。特に生息範囲や生息数が拡大しているニホンジカ及びイノシシについて、第二種特定鳥獣管理計画等に基づき積極的に対策を講ずること。

イ 深刻化・広域化する鳥獣被害対策としては、国はジビエを活用した取り組みを進めており、ジビエ活用の有無によって支援に差異が生じている。しかしながら、野生鳥獣による農作物被害等が著しく、捕獲者の負担増もあり、極めて深刻な状況にあることから、ジビエ活用とは切り離れた上で、早急に個体の減少、撲滅に対する支援を強化するよう国へ働きかけること。

ウ ツキノワグマの人里への出没が増加しており、住民の不安が高まっていることから、詳細な生息数、生息域及び行動範囲の把握に努め、引き続き、町村への迅速な情報提供を図るとともに、緊急時の迅速かつ柔軟な対策を講ずること。

エ 有害鳥獣の捕獲に伴う捕獲活動経費は、鳥獣被害防止総合対策交付金の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により、単価が定められているが、この単価は制度開始以来ほとんど変わっておらず、捕獲用資材価格の上昇などにより、現在の捕獲者の経費負担に見合っていないため、単価の引き上げを行うよう国へ働きかけること。また、県有害鳥獣捕獲奨励補助金については、対象を拡大し、制度を復活させること。

(5) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

ア 循環型社会形成推進交付金について、町村の事業実施に合わせた必要な予算額の確保と、ごみの広域処理に必要な施設整備及び廃棄物処理施設と一体不可分な用地確保・建物整備もすべて交付対象に加えるなど、交付対象の拡充や交付要件の緩和を国へ引き続き要望すること。

イ 町村は、プラスチック資源循環法において、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化のための体制の整備など、必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、リサイクル事業者の確保が必要であるため、県として主導して取り組む、またはリサイクル事業者の確保に向けた取り組みに対し支援すること。

(6) 航空機等による騒音等に対する対応の強化

厚木海軍飛行場は、周辺市町村で深刻な航空機騒音被害が発生しているが、住民が航空機の種類を判別できない場合も多いことから、航空機が不明な場合でも一括して対応可能な問合せ先の設置及び激しい騒音や低空飛行による脅威を感じる事が予想される際には、事前に情報提供及び住民への十分な説明を行い、厚木海軍飛行場騒音規制を遵守するよう、国へ働きかけること。

(7) 新たな外国人材受入れ環境の整備

外国人受入れ環境の整備にあたり、速やかに町村に情報提供し連携を強化するとともに、財政面を含めて必要な支援を講ずるよう、引き続き、国へ働きかけること。

また、県においても、既存の「外国籍県民相談」及び「多言語支援センターかながわ」の相談窓口において、対応言語を増加させるなど、外国籍住民が暮らしやすい環境づくりに努めること。

(8) ナラ枯れ対策に係る財源の確保

県下全域に拡大するナラ枯れは、倒木による人的・住宅被害が懸念されるため、拡大防止に向けて、広域的な観点から、県主導で対策を講ずること。また、対策に必要な財源の確保が十分図られるよう国へ働きかけること。

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

(1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、医師数・病院数の偏在が生じており、救急医療体制の維持が厳しい地域も見られるため、県として安定した地域医療提供体制を確保するとともに、医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずるよう国へ要望すること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、「地域医療介護総合確保基金」の増額を国に働きかけ、市町村が提出した事業計画書どおり実施できるようにすること。

イ 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるためにも、地域における中核的な総合医療機関に、周産期医療体制及び小児医療体制を充実させることが不可欠である。

特に医療サービスが脆弱な町村部における医療ニーズを的確に捉え、継続的に質の高い医療サービスを安定的に提供することができるよう、県として医療体制の一層の充実強化を図るとともに、医療機関に対して適切な指導を行うこと。

ウ 第4期がん対策推進基本計画に位置づけられたがん検診の受診率目標の達成のため、国庫補助対象者の拡大、補助率の引上げなど、町村が行う検診に対し十分な財政措置を講ずるとともに、り患者が急増している前立腺がんについては、検診実施自治体へ財政措置を講ずるよう国へ要望すること。また、県としても町村の意見を把握し、必要な支援を行うこと。

エ 予防接種健康被害救済制度について、申請手続きの簡素化と迅速な審査を行うよう国へ要望すること。

オ 保健師修学資金貸付事業は、保健師を目指す者にとって非常に魅力的な制度であり、県内自治体の保健師不足解消に大きく寄与するものと考えられるため、本制度の貸付額（48万円/年）の増額、貸付期間（2年間）の延長及び貸付人数（50人）の拡大を図ること。

カ おたふくかぜ等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。なお、既存の定期接種を含めたすべての定期接種について、交付税による地方財政措置ではなく、事業費用を国が全額負担するよう国に要望すること。

(2) 障がい者等に対する助成制度の充実

ア 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費の国庫負担上限額を撤廃するとともに、地域生活支援事業に係る費用についても「義務的経費」とするよう国へ働きかけること。

併せて、地域生活支援事業を円滑に実施するためには、あらかじめ歳入額を

的確に見積もる必要があることから、国補助金の県への配分額を早期に内示するよう国へ強く働きかけること。

イ 補聴器を必要とする高齢者が、生活の質を落とすことなく、心身ともに健やかに過ごすことができるよう、加齢性難聴者への補聴器購入に対する国による全国統一の公的補助制度の創設について、県として働きかけること。

ウ 県の「市町村障害者福祉事業推進補助金」のうち、「障害者地域活動支援センター事業」については、利用者数が少なく基礎的事業しか行うことのできない小規模自治体では設置要件となる職員配置が困難であることから、現在の積み上げ式交付基準を見直し、総事業費に対する補助率を用いた補助とすること。

(3) 国民健康保険制度等の改革

ア 国民健康保険制度の安定的な運営に資するよう、国保財政の構造的課題に対する3,400億円の財政基盤強化策等の効果を検証するとともに必要な追加支援策を実施すること。

また、国が責任をもって町村と協議しつつ、国民健康保険制度の基盤の強化を図るよう県として要望すること。

なお、保険料水準の統一に係るロードマップについては町村と協議を継続し、着実に推進を図ること。

イ 子育て世帯の負担軽減策をより一層拡大するため、現在の未就学児を対象とする均等割保険料（税）の軽減措置については、令和8年度に創設される子ども子育て支援金と整合をとり、18歳までの被保険者を対象とするとともに、その減収分について国による財政措置を講ずるよう働きかけること。

ウ 町村の安定的な国保財政運営のために取崩した国保財政安定化基金の減少分を、今後の事業費納付金に上乗せする場合は、町村と十分に協議を行い、算定する上で激変緩和措置を図るとともに、国庫補助の拡大等を国に働きかけること。

エ 重度障がい者やひとり親家庭等への医療費助成については、国保財源である国庫負担金（療養給付費等負担金）の減額措置がとられているが、この措置を早急に廃止するよう引き続き国へ働きかけること。

オ マイナ保険証への移行に伴い医療保険者の事務負担が増大しないようにするとともに、その費用全額を国が確実に負担するよう国へ働きかけること。

(4) 児童福祉の充実

児童相談ケースが、増加かつ複雑化するなかで、町村の相談体制の整備は益々重要性を増している。

そのため、県は児童福祉司の増員など、児童相談体制のさらなる充実強化を図るとともに、「こども家庭センター」における統括支援員等の専門職員の確保など、町村の相談体制の整備に対する支援を引き続き国へ働きかけること。

(5) 介護保険制度の充実

ア 保険給付費の国庫負担分は、25%のうち5%が調整財源とされ、市町村間で交付率に格差が生じており、第1号被保険者に負担を強いることになるため、保険料に転嫁されることのないよう、引き続き強く国へ働きかけること。

イ 介護保険サービス利用料の軽減については、介護保険料の軽減拡大と同様に、明確に制度化するとともに、必要な財政支援を講ずるよう、国へ働きかけること。

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業の円滑な実施に向けて、必要な財政措置を講ずること。また、上限額を超える場合の個別協議は例外的な取扱いとされているが、小規模な保険者の実情に応じた柔軟な対応を図り、保険者への支援を充実させる観点から、見直しを行うよう国へ働きかけること。

エ 地域包括ケアシステムの構築に向け、医療・介護従事者の養成・スキルアップや、より積極的な人材の確保・活用に対する支援に取り組むこと。特に都市部に人材が偏ることなく、身近な地域等で人が集められるよう事業者への支援などを講ずること。

また、介護人材の処遇改善のさらなる充実や、人材の確保・活用に必要な制度改正、地域包括支援センターの職員配置の柔軟化について引き続き国へ働きかけること。

さらに、独自に研修支援等を行う自治体や介護サービス事業者の負担軽減を図るため、国において十分な財政措置を講ずるよう併せて国へ働きかけること。

オ 介護保険制度が開始されて25年が経過し、介護・医療報酬については見直しが行われているが、主治医意見書の作成料については例示額の見直しが行われていない。昨今の社会経済状況等に鑑み、意見書作成料の例示額を早急に見直すよう国へ働きかけること。

カ 訪問介護報酬については、令和6年4月の報酬改定があり、介護報酬が引き下げられ、全国的に事業所の経営が厳しくなり、廃業していることから、地域の実情や事業規模を加味した報酬の再改定や、各事業所の窮状に向けた緊急救済措置などの対策を講ずること。

キ 介護保険法第27条第11項に規定される認定審査期間について、全国的に達成されていない状況にあることから、期間内の処分が可能となるよう課題を明らかにし、地域特性や実情も考慮したうえで適切な対応を行うよう、国に働きかけること。

(6) 成年後見制度における中核機関の設置・運営への支援

判断能力が不十分な高齢者等を支援する成年後見制度において相談窓口となり、関係機関等との調整役を担う「中核機関」の設置とその運営については、関係機関相互の連携や専門人材の機能強化など、広域自治体として主導するとともに、必要な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

5 こども・子育て支援政策の推進

(1) 「子ども・子育て支援制度」の推進

ア 1号認定に係る施設型給付は、法定負担とされている全国統一費用部分の他に、経過措置として、地方単独費用部分が設定されているが、町村に過大な財政負担を強いるものであることから、これを直ちに撤廃するよう国へ強く働きかけること。また、子ども・子育て支援交付金の継続と充実を図ること。

イ 幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、いわゆる「幼児教育類似施設」に通う保育の必要性のない子どもに対し、令和3年度より利用料の一部を給付しているが、子育て支援の拡大を図る観点から、満3歳児以上の子どもの利用料を無償化するよう制度の見直しを引き続き国へ働きかけること。

ウ 給食費の無償化を実施する場合には、全国どこでも、子育て世帯がその恩恵を受けられるよう制度設計し、国の負担により全国一律で実施すること。またその財源については地方交付税措置とせず、その趣旨や目的を明確にし、適切に予算化するよう国に働きかけること。

エ 物価高騰の影響により、保育所等の給食費において、食材料費が賄いきれない状況にあることから、給食の質や量、栄養バランスを維持するために随時見直しを行い、適正な公定価格とするよう国へ働きかけること。

(2) 子ども・子育て支援、待機児童対策等のための補助制度の見直し

ア 保育緊急対策事業費補助のうち、「低年齢児受入対策緊急支援事業」を継続すること。

併せて、民間保育所に対する補助のみでなく、公立保育所への補助、特に、老朽化した施設の整備や耐震化等への補助を行うとともに、保育士の人件費および人材育成に対する支援等対象経費の拡充を図ること。

また、保育士不足を解消し、自治体間で差が生じないように、保育士確保に向けた処遇改善等、保育士数の増加に向けた支援を国に働きかけること。

イ 放課後子ども教室推進事業は、県の補助基準について国の実施要領と整合を図り、町村が事業を実施するに十分な予算を確保すること。

また、町村が今後も安定的実施かつ一層の事業充実を図ることができるよう、国庫補助金の充実を図るよう国へ働きかけること。

(3) 多様な医療費助成の充実

ア 子どもの医療費の助成は、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減のための重要な支援策である。また少子化対策の観点からも重要であり、国において、全国統一的な子どもの医療費助成制度を創設するよう県として引き続き働きかけること。

また、県は令和5年度から小児医療費助成制度の対象年齢を就学前から小学校卒業までに引き上げたが、県補助対象である中学生の入院については、償還払いのみを補助対象としており、現物給付を基本とする市町村補助制度の実情が考慮されていないため、早急に制度を見直すこと。

イ ひとり親家庭等医療費助成、重度障害者医療費助成制度について、改めて町村と協議、検討をする場を設けること。

また、この2つの助成制度を法律等に基づく全国統一した助成制度とするよう、国へ働きかけること。

ウ 先進医療との併用など不妊治療の保険適用の拡大を国へ働きかけること。また、保険適用されるまでの間は、県による不妊治療費助成事業を拡充し継続すること。

また、不育症治療については、専門医の育成に係る予算を確保するよう、国へ働きかけること。

(4) 妊婦健康診査に対する補助制度の創設

すべての妊婦が平等に安心して妊婦健康診査を自己負担なく受診できるように、交付税による地方財政措置ではなく、事業費全額を国が負担するよう、国へ働きかけること。

6 産業の振興及び観光施策の推進等

(1) 県内の観光の推進

ア 「神奈川県農山漁村発イノベーション推進計画（神奈川県6次産業化等推進計画）」に位置づけられた目標等の達成と、観光資源ともなるブランド商品の開発・強化を図るため、県として町村へ積極的な支援を行い、地域の活性化に努めること。

イ 町村が、観光基盤の充実・強化を図るため、施設整備を行う場合に、その整備に係る新たな財政措置を講ずるよう引き続き国へ働きかけること。

ウ 観光イベントにおける観光客の移動手段の1つとして、バスは大きな役割を果たしているが、運転手不足による減便等の輸送力の低下が、観光行事にも大きな影響を与えている。そこで、運転手不足の解消に向けた具体的な施策を講ずること。また道路運送法第21条に基づく一時的な一般貸切・一般乗用旅客自動車運送を行う交通事業者への財政支援や、観光地への誘客、及び観光地での消費促進に向けた地域内の周遊性向上のための取組みに対し、必要な支援策を講ずること。

(2) ICカードの広域利用による観光振興

観光振興と生活利用者等の利便性向上のため、TOICAエリアとSUICA首都圏エリアをまたがる利用が可能となるよう、鉄道事業者や国に対し、引き続き働きかけを行うこと。

(3) かながわブランドの振興に係る支援の充実

かながわブランドに認定されている「足柄茶」の振興を図るため、農業機械等の購入やスマート農業技術の導入について、県補助をさらに充実させること。また、茶の消費量増加のため、茶の地産地消を促進する県主体の取組を充実させること。

(4) 産業・観光振興に係るICTやAIの導入促進及び支援

産業・観光振興に係るICTやAIの導入については、県は、町村と連携して積極的に取り組むとともに、町村や事業者がICTやAIの導入や活用、環境整備に係る独自の取組を行う場合に助成を行うなど、支援を充実すること。

(5) 小規模な農業災害における補助制度について

将来にわたって安定した農業生産を行う上で基盤となる農地が、近年の異常気象により被災した場合、国庫補助事業の要件に満たない小規模災害については、助成制度が多岐にわたることから、わかりやすく周知を図るとともに、町村への活用支援を充実させること。

(6) 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策における農場の分割管理の推進

国では、鳥インフルエンザ発生時に全羽殺処分とはしない「分割管理」を進めており、マニュアルが示されているが、分割管理の推進にあたり、発生予防やまん延防止に係る支援の拡充、また施設整備等に充てられる充実した財政支援制度の構築を国へ働きかけること。

7 都市基盤等の整備促進

(1) 土地区画整理事業への新たな補助制度の創設

公共団体施行の区画整理事業について、財政基盤が脆弱な町村にとっては財源確保が困難なため、組合施行の事業と同様な補助制度を県として構築すること。

(2) 社会資本整備総合交付金の充実

国に対して、次の各項目について働きかけること。

ア 都市基盤整備を推進するうえで有意義な本交付金については、町村の要望額を下回る内示額が示され、一般財源等で充当せざるを得ない状況が続いているため、十分な所要額を確保すること。

イ 本交付金により、長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、現在交付金対象となっていない事業についても、本交付金の対象とすること。

ウ 橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を引き続き講ずること。

(3) 町村部における県道整備の推進

町村部における県道は、住民の最も基本となるインフラであり町村の骨格を形作るものであることから、改定かながわのみちづくり計画に基づく、県内道路ネットワーク全体のバランスに配慮しつつも、町村部の道路整備の重要性を認識し、国庫財源を含む必要な予算確保に努め、着実に整備を実施すること。

また併せて、町村のまちづくり推進に係る、局所改良的な道路環境整備も重要であることから、着実に推進すること。

(4) 生活交通の確保対策の充実

町村民の生活交通の確保・維持について、次の対策をとること。

ア 運転手不足等によるバス路線の撤退やバスの減便により、交通空白地域が拡大し、町村民の利便性が損なわれている。

そのため、交通業界に対する処遇改善支援を進めるとともに、国に対しては、運転手不足の解消に向けた抜本的な施策を講ずるよう働きかけ、また、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の増額と、町村の要望に対応可能な予算額の確保を併せて強く働きかけること。

また、県にあっては、広域自治体として主体的に地域公共交通の維持確保に係る検討を進めるとともに、事業者からの申し出以前に予防措置として市町村と情報共有する場の設置などを検討すること。

イ 県の生活交通確保維持費補助金について、対象路線の拡大や補助要件を緩和するほか、国と協調した地域公共交通の維持に対する補助制度の創設など、県として積極的に支援すること。

(5) 河川区域内における環境保全対策の充実

自治会への委託制度等によって、河川環境の保全を図っているが、自治会構成員の高齢化等から、管理が行き届かない箇所も見受けられるため、河川管理者による草木の除草及び伐採を充実させること。また、自治会への委託制度等による場合は、必要な財政支援を講ずること。

(6) 合併処理浄化槽設置に係る財政措置の継続

河川水質環境の改善促進のため、合併処理浄化槽設置に係る補助制度拡充のための財政支援措置を引き続き講ずること。また、国の循環型社会形成推進交付金についても、引き続き十分に予算措置するよう国へ働きかけること。

(7) 上下水道事業の整備促進に伴う財政措置

ア 上水道施設の改修や老朽化に伴う更新、耐震化に係る工事費並びに維持管理費の増大が、安定した上水道事業を運営するうえで制約となっている。

そのため、国庫補助事業における採択要件の緩和、補助率の引き上げを国へ要望するとともに、県としても施設の維持管理に係る補助制度を創設し、国との共同補助とすること。

イ 下水道事業を持続的かつ計画的に実施するため、補助要望額に応じた予算の確保をするよう国へ継続した働きかけをすること。

ウ 流域下水道事業においては、「神奈川県流域下水道事業経営ビジョン」をはじめ関連計画に基づき、必要な予算の確保と計画的な事業の執行及び適正な維持管理運営を行うこと。

エ 「神奈川県汚泥処理事業広域化・共同計画」に位置付けた連携メニューの実現に向けて、積極的な取組を行うこと。

(8) 公共施設の計画的更新の促進

町村が策定した公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく公共施設等の老朽化対策をはじめとした適正管理を推進するため、引き続き財政支援の拡充を国へ働きかけること。

(9) 街区公園等規模の小さな公園の大規模改修及び新規整備に係る補助制度の創設

町村においては、街区公園等の小規模な都市公園や児童遊園地の改修や新規公園等の整備、集約及び統廃合などをする場合、独自の財源確保が困難であるため、町村が活用しやすい、補助要件を緩和した新たな補助制度の創設や財政支援を拡充するよう国へ働きかけること。

8 教育施策の推進

(1) 教育指導体制の強化

ア 学校が抱える複雑多岐にわたる課題の解消とともに、きめ細やかで質の高い教育実現のため、小中学校における教職員定数の弾力的な運用を図るよう、引き続き国へ働きかけること。

また、小規模校に対する教職員の加配とともに、学校教育活動の一層の充実を図るためにも、スクール・サポート・スタッフの継続的な配置及び学習指導員の配置に係る財政措置についても引き続き国へ働きかけること。

イ ヤングケアラー及び虐待など家庭環境に課題をもつ児童・生徒に対する支援及び教育相談機能の充実強化を図るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣日数拡大と増員を図れるよう、国に対し補助率の引上げ等の財政支援を引き続き働きかけること。

ウ 児童・生徒の読書環境を整備し、読書活動の拡充を図るため、町村の小中学校で等しく司書教諭の配置がされるよう、司書教諭の標準定数を義務標準法に規定するよう引き続き国へ働きかけること。

エ 特別支援学級の児童・生徒や通常級において発達障害の可能性がある児童・生徒が増加していることから、個別最適な学びの実現に向けた特別支援教育支援員のニーズが高まり、町の財政負担が増大しているため、交付税措置によらない財政支援制度を早期に確立するよう引き続き国へ働きかけること。

(2) 少人数学級編制の実現

小学校の35人学級編制の効果を検証し、引き続き、中学校における35人学級編成の確立に向け、施設整備や教職員の定数確保等を図っていくよう引き続き国に働きかけること。

(3) 子育てのための施設等利用給付交付金の充実

子育てのための施設等利用給付交付金については、事業の遂行に必要な予算を確保し、町村に超過負担を生じさせないように、引き続き国へ働きかけること。

(4) キャリア教育の推進に伴う支援

町村がキャリア教育を推進するにあたり、研修等を引き続き行うとともに、町村が取り組む上で十分な支援を行うこと。

(5) 「学校施設環境改善交付金」の条件緩和

施設整備に有効な「学校施設環境改善交付金」は、制度の運用面において、申請にあたっての日程的な問題や執行上の制約があるため、交付金の条件緩和を引き続き国へ働きかけること。

特に、小学校と中学校を統合して義務教育学校を新設する場合、統合に伴う既存施設の改修のみが補助対象となっており、新たな場所に新築する場合も補助対象とするよう国へ働きかけること。

(6) 学校教育の振興

新学習指導要領により、小学校のプログラミング教育や外国語教育といった新たな対応が求められていることをふまえ、教員定数及び加配定数配置の充実、外国語指導助手（ALT）の配置や指導環境の構築、指導教材の充実のための経費に係る財政措置を充実させるよう、引き続き、国へ働きかけること。

(7) ICT・プログラミング教育の推進

ICT機器を活用した授業等を行うにあたり、ICT支援員の役割は重要であり、学校からの要望も常に大きなものとなっていることから、ICT支援員雇用にかかる費用は交付税措置によらず、直接的な財政支援を講ずるよう引き続き国へ働きかけること。

(8) 学校行事に伴う看護師等の配置

修学旅行や宿泊学習などの宿泊を伴う学校行事への参加や研修等により、養護教諭の自校の保健活動が手薄となるため、養護教諭の働き方改革と合わせて、養護教諭が不在の際に、代替養護教諭や看護師などを配置することができる財政的・人的支援を、保護者や町村に負担のない制度として構築すること。

(9) GIGAスクール構想をはじめとした ICT 環境整備への財政支援の充実

児童・生徒への1人1台の端末整備については、端末の更新や校外や家庭での活用に伴うランニングコストとともに、ICT環境を有効に活用していくための人件費等も経常経費として含め、端末1台の運用に通常必要となる費用をもとに補助単価を定め、児童・生徒の人数等を乗じた額を補助額として交付をするなど、簡易な算定方法による財政措置を図るよう、引き続き国へ働きかけること。

(10) スクールロイヤールの体制整備

学校で発生する複雑・多岐に渡る問題について、教員の負担軽減を図るとともに、児童・生徒の最善の利益を念頭に置き、法的観点から迅速な初期対応と継続的な支援を行うスクールロイヤールについては、町村が利用しやすい体制整備を図り、引き続き支援を行うこと。

(11) 医療的ケア看護職員の配置に伴う財政措置

医療的ケアを必要とする児童生徒の健康と安全な学校生活を送るための支援として、在籍校に医療的ケア看護職員の配置を行う場合、国、県、町村それぞれ3分の1の負担とすること。

(12) 学校栄養教諭等の配置

子どもに対する食育をより一層推進するとともに、食物アレルギー対応や異物混入防止等、食の安全性を確保するため、栄養教諭または学校栄養職員の配置を拡大するよう配置基準の見直しを国へ働きかけること。

また、国の配置基準が見直されるまでの間、配置基準を引き下げる県独自基準を設置し、国の配置基準では配置人員に減員が生じる場合でも、栄養教諭等の減員を行わないこと。特に栄養教諭等が未配置である町村へは、早急に配置すること。

(13) 部活動の地域移行について

部活動の地域移行については、令和7年度までの「改革推進期間」の状況や、国が示す令和8年度以降の取組方針を踏まえ、引き続き町村の円滑な移行を実現するために、次の事項について要望する。

ア 活動場所への交通費や団体へ支払う利用料、スポーツ保険の支払い等により保護者の負担が過大とならないように財政支援を行うこと。

イ 地域指導者への報酬等について、町村負担が生じないよう財政支援を行うこと。

ウ 地域のスポーツ団体等の人材資源が少ない小規模自治体にとっては、指導者の確保が困難なことから、県による人的支援を含めた支援策を講ずるとともに、国にも指導者確保に係る制度の構築などを働きかけること。

(14) 重要文化財保護の充実

重要文化財の保護に係る予算措置については、自然災害による被災文化財の復旧分と通常文化財保護分を別枠にして明確に計上し、併せて財政措置の充実を図るよう国に強く働きかけること。